

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空機の型式証明
- ② 手続根拠 : 航空法第 12 条第 1 項
- ③ 手続対象者 : 航空機の製造者
- ④ 提出時期 : 航空法施行規則第 17 条第 2 項による。
- ⑤ 提出方法 : 型式証明申請書を作成し、添付書類とともに、国土交通省航空局安全部航空機安全課に提出してください。
- ⑥ 手数料 : 航空法関係手数料令第 2 条及び第 8 条による。
- ⑦ 添付書類・部数 : 航空法施行規則第 17 条第 2 項による。
- ⑧ 申請書様式 : 型式証明申請書（航空法施行規則第 9 号様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 :
国土交通省航空局安全部航空機安全課 03-5253-8111（内線 50203）
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 上記提出先と同

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法第 10 条第 4 項（航空法施行規則第 14 条）
通達「耐空性審査要領」（昭和 41 年空検第 381 号）
- ② 標準処理期間 : 航空機の開発前に申請が行われ、開発と審査が並行して実施されることから、申請の内容により審査期間が大幅に異なるため、標準的な処理期間は定めることができない。
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）